

環保第 1 3 2 1 - 4 号

平成 2 3 年 1 月 2 1 日

監理課長 根岸 富士夫 様

環境保全課長 目崎 岳郎

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
に基づく届出の情報提供について（依頼）

日頃より、環境行政の推進についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、環境保全課では、吹付けアスベスト等飛散性アスベストの除去等の作業については大気汚染防止法に基づく立入検査を行うとともに、労働安全衛生法を所管する群馬労働局との連携により飛散防止措置の徹底を指導しているところですが、飛散性アスベストのほか非飛散性アスベストに係る解体工事においても早期把握とともに環境への飛散防止措置を徹底する必要があると考えています。

つきましては、建設リサイクル法を所管している貴課におかれましては、趣旨をご理解の上、同法に基づくアスベスト使用建築物の解体に係る届出がございましたら、別紙様式にて当課あてお知らせいただくようお願い致します。

なお、平成 1 7 年度に非飛散性アスベストに係る解体工事について同趣旨の依頼を行いました。今回は吹付けアスベスト等飛散性アスベストに加え、非飛散性アスベストについても併せて報告をお願いするものです。また、建設リサイクル法を所管する県内市へも併せて依頼くださいますようお願いいたします。

○送付先等

電子メールで送付ください。

メールアドレス：kanhozen@pref.gunma.jp

事務担当

大気保全係 御園

TEL 027-226-2837

FAX 027-243-7704

(
(

市
土木事務所

課)
係)

年 月 日

建設リサイクル法届出等に関する石綿含有建材情報の報告（情報提供）

番号	受理年月日	届出事業場名 (発注者)	元請事業場名 工事名 所在地 電話番号	工事着手日	備考 (箇所：部材)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
記載例	H23.1.21	労働産業(株)	×土木(株) ビル解体工事 前橋市大渡町1-×-× 027-210-00××	H23.2.1	天井裏：吹付石綿 屋根：スレート波板

石綿は飛散性・非飛散性の別を問わずすべてが対象となります。

電子メール送信先

群馬労働局労働基準部安全衛生課労働衛生専門官
群馬県環境森林部環境保全課大気保全係

gondao@kijun.mhlw.go.jp
kanhozen@pref.gunma.jp